



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三

告示(選)

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………五
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………五

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…五

告示

●東京都告示第七百三十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

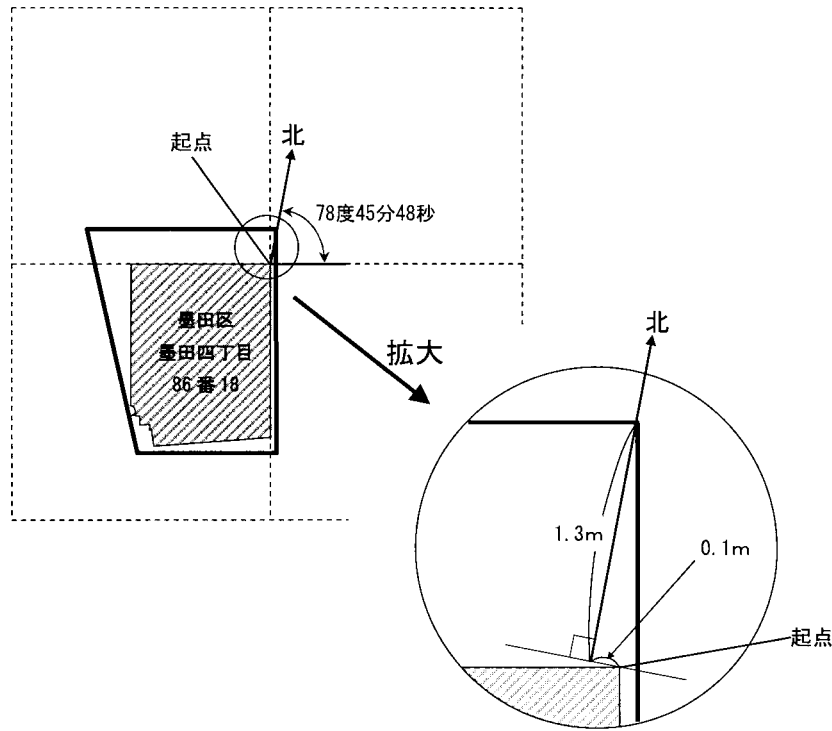
平成三十年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区墨田四丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、シス-1・2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、墨田区墨田四丁目
86番18の最北端から南へ1.3m、
東へ0.1mの地点とする。

【格子の回転角度 (78度45分48秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十六号

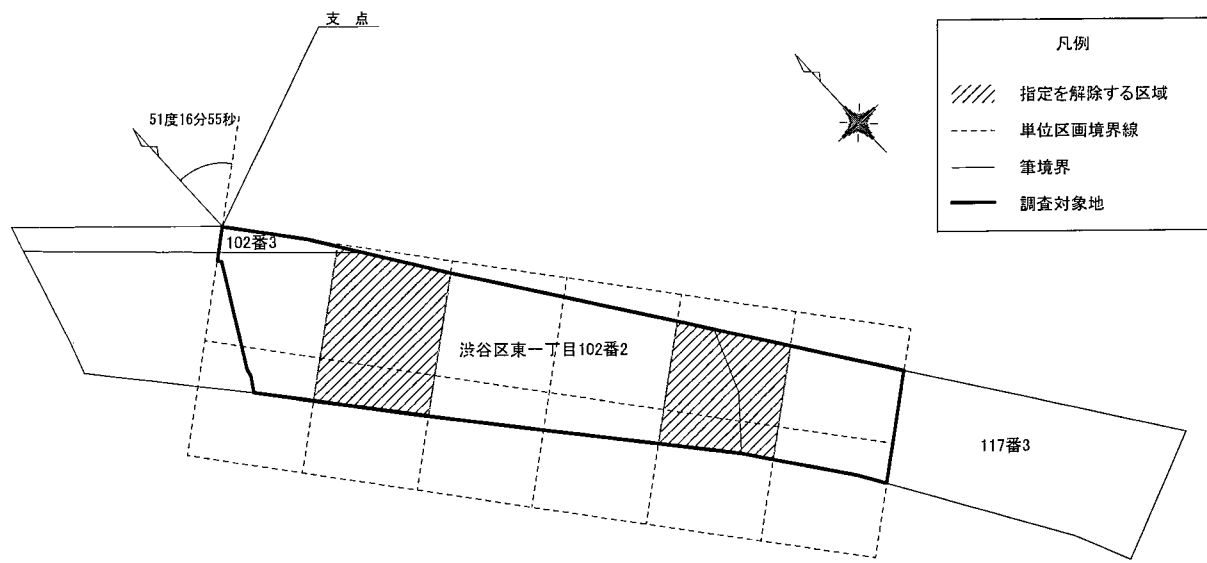
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第二百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区東一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【支 点】
支点は座標 (X=-38282.627, Y=-11486.415) に位置する。

※座標系は【世界測地系 測地成果2000】を用いて、支点座標を計算した。

【格子の回転角度 (51 度 16 分 55 秒)】
格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年五月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

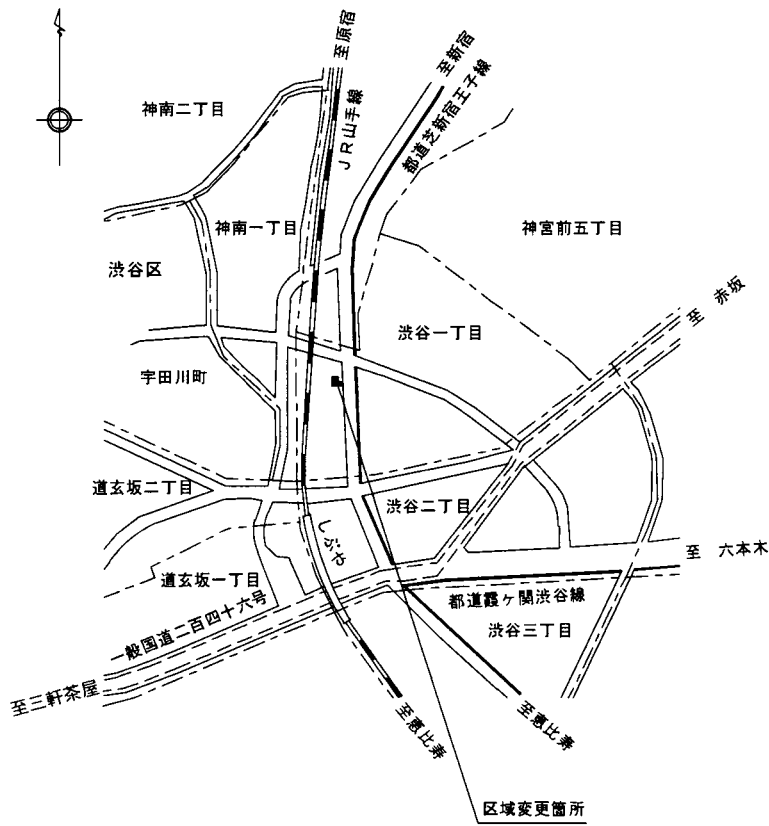
平成三十年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子





- 一 路線名 芝新宿王子
- 二 変更の区間 渋谷区渋谷一丁目二十四番二十地先から同所二十六番二地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

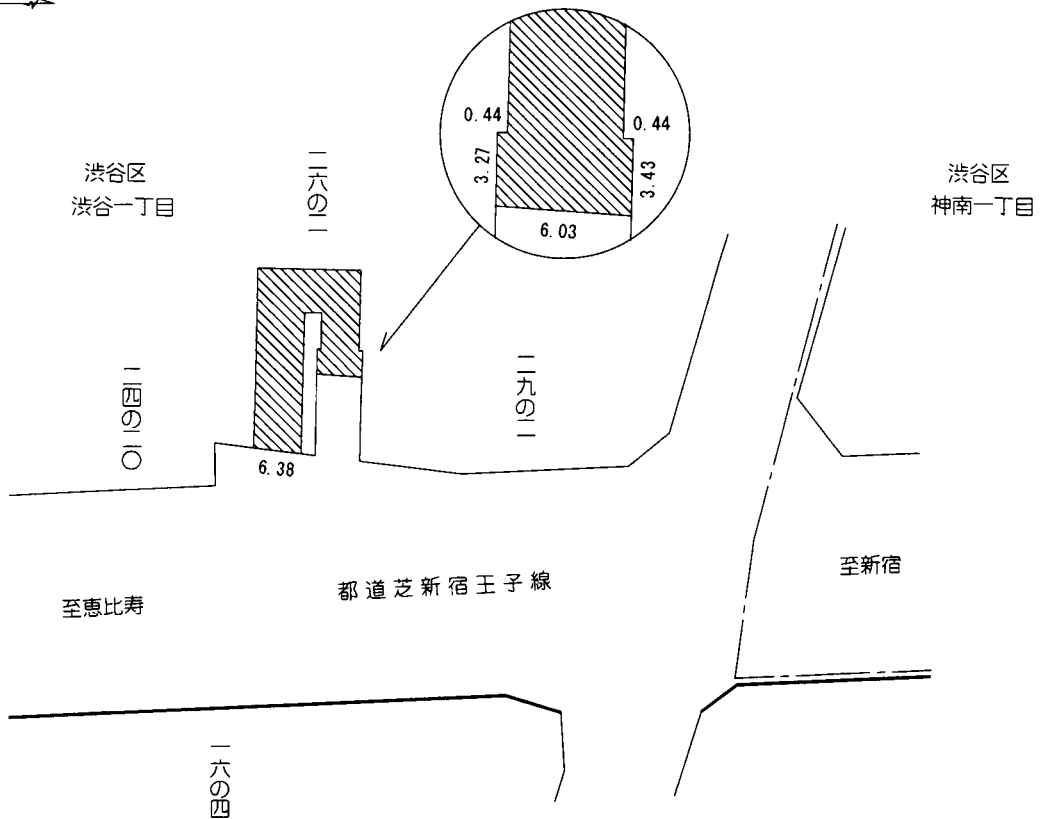
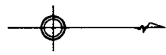
別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
渋谷区渋谷一丁目地内



延長 一四・八六メートル
面積 二四三・〇八平方メートル

-  廃止区域
-  特別区道
-  都道
-  一般国道



告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年五月十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

アリア杉並宮前 杉並区宮前二丁目十八番二十二号

●東京都選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第六十一条第一項第三号(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

平成三十年五月十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成30年4月7日	多摩市選挙管理委員会	和田・東寺方コミュニティセンター	多摩市和田2006番地4

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

一 青梅市木野下一丁目四百二番 青梅市河辺町六丁目二十九番地の八

木村 智行

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。